2　権利の変更
⑴　開始決定日後の利息・遅延損害金
開始決定日後の利息・遅延損害金については、本協定の認可決定が確定したときに全額免除を受ける。
⑵　元本及び開始決定日前日までの利息・遅延損害金
ア　弁済
各協定債権額元本および開始決定日前日までの利息・遅延損害金について、開始決定日時点の各協定債権者の有する協定債権額のうち、下記割合を乗じて算出される金額（円未満切り捨て）の合計額を、本協定において定める弁済に関する事項に従って弁済する。
①　100,000円以下の部分　100%
②　100,000円を超える部分　13%
㈱　上記弁済総額は開始決定日時点の各協定債権者の協定債権額を基準に算出するものとし、その後の債権の一部の譲渡、代位弁済等により他に一部移転して当該協定債権を有する者の頭数が２以上になっても、頭数は１として扱われ、弁済総額は増額されない。
頭数が２以上になったときは、頭数を１として算定した弁済総額を各々が有する協定債権額の割合で按分した額とする。この場合清算株式会社に対抗するためには、債権が移転したことの通知書および協定債権の変更届出書を提出しなければならない。
例（省略）
イ　免除
元本および開始決定日前日までの利息・遅延損害金のうち、上記ア「弁済」に定める弁済額を除く残金の金額については、当該弁済をした日の翌日に全額の免除を受ける。
ウ　弁済の時期
上記ア「弁済」に定める弁済額につき、本協定の認可決定確定日の属する月の翌月末日までに弁済する。
3　弁済に関するその他の事項
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の協定債権者名義の預金口座に振り込む方法により行う。この振込手数料は清算株式会社の負担とする。
なお、弁済期日の１週間前までに清算株式会社に対し指定預金口座の通知がない協定債権者については、弁済の受領を拒絶したものとして、東京法務局に民法第494条に基づく弁済供託をすることができるものとする。
4　追加弁済
上記２ア「弁済」に基づく弁済後、特別清算会社において新たな財産が発見されたときは速やかにこれを換価の上、各協定債権者に対し、換価金額から必要な費用を控除した残額を、上記２に基づく弁済後の協定債権額の割合に応じて支払う。
この場合、上記２イ「免除」の規定による免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第７４号
東京都足立区西新井５丁目30番12号
再生債務者　株式会社ハルナ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３号
金沢市鳴和１丁目18番３号
再生債務者　株式会社坂田組
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　金沢市兼六元町９―40　金沢合同法律事務所　弁護士　渡邊　智美
平成22年８月30日　金沢地方裁判所
平成２２年（再）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木曲坂33番地
再生債務者　株式会社亀屋産業
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　松江市南田町62―６パラディーゾビル３階　弁護士法人山陰リーガルクリニック
平成22年８月26日　松江地方裁判所民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第３２号
東京都中央区銀座１丁目24番１号
再生債務者　株式会社ファースト・オーシャン
1　投票期間　平成22年10月１日まで及び平成22年10月６日午前９時30分債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年10月６日午前９時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２１号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町782番地の１
再生債務者　医療法人彌生会
1　決議に付する再生計画案　平成22年７月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年11月16日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年11月８日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年11月２日
平成22年８月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２０年（再）第２０５号
東京都港区六本木６丁目10番１号
再生債務者　リーマン・ブラザーズ証券株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年９月１日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第３９号
岐阜県飛騨市古川町数河80番地の１
再生債務者　飛騨ハイランド観光株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月31日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第５７号
東京都渋谷区神南１丁目13番15号　神南ペアシティ８階
再生債務者　株式会社協和地所
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月30日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第６０号
東京都世田谷区北沢２丁目８番16号
再生債務者　医療法人社団青泉会（旧名称医療法人社団文寿会）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月31日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第２号
長野県安曇野市豊科5575番地１
再生債務者　神谷　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年９月２日　長野地方裁判所松本支部

再生手続終結

平成２１年（再）第２４１号
宮城県伊具郡丸森町小斎字京壇81番地の１
再生債務者　宮城製粉株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年８月31日
東京地方裁判所民事第20部